

電子契約 よくある質問・回答

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 電子契約の導入後は、名古屋市との契約は電子契約のみとなりますか。 | 電子契約の導入以後も、従来どおり紙面での契約も可能です。 |
| 2 | 既に契約締結済の案件については、改めて電子契約を行う必要はないのでしょうか。 | 必要ありません。 名古屋市における電子契約とは入札は9月2日（月）公告（指名通知）分以降、随意契約は9月2日（月）契約締結分以降の案件について、電子もしくは紙面での契約かを選択することができるようになるものですので、既に契約締結済の案件に影響を与えるものではありません。 |
| 3 | 電子契約とするか、紙による契約とするかは、いつどのように確認し、決定するのでしょうか。 | 各契約ごとに、名古屋市より事業者様に確認のうえ決定します。 入札の場合は主に落札者決定後、随意契約の場合は主に見積書をご提出いただく際に確認させていただく予定です。具体的な確認方法や時期は、各契約の担当課へお尋ねください。 |
| 4 | 名古屋市との契約で電子契約サービスを利用する場合にかかる費用を教えてください。 | 事業者の皆さまはインターネット環境と電子メールアドレスがあれば、費用負担なしで利用可能です。 |
| 5 | こういった契約が電子契約の対象となりますか。 | 名古屋市契約規則に基づき締結する、売買、貸借、請負などの契約が対象です。なお、契約書ではなく請書を用いる契約は対象外です。 |
| 6 | 名古屋市契約規則に基づき締結する、売買、貸借、請負その他の契約とは、具体的にはこういったものですか。 | （入札の場合） 名古屋市が行う入札の入札公告（指名通知）において、競争入札参加資格として、申請区分が工事請負、測量・設計、資材納入、物件の買入／借入、不用品の売払い、業務委託として記載しているものは、原則として対象となります。 なお、名古屋市契約規則に基づき締結する契約であっても、電子契約の対象外となる入札については、入札公告時に掲載する資料に、対象外である旨を記載予定です。 （随意契約の場合） 一般的に工事請負、測量・設計、資材納入、物件の買入／借入、不用品の売払い、業務委託に分類される契約であれば、原則として対象となりますが、詳しくは、各契約の担当課へお尋ねください。 |

電子契約 よくある質問・回答

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 7 | 上下水道局が発注する契約についても電子契約の対象となりますか。 | 上下水道局が発注する契約は、名古屋市契約規則ではなく、名古屋市上下水道局契約規程に基づく契約ですが、9月2日（月）より電子契約を導入します。 なお、取り扱いは、本市公式ウェブサイトの電子契約ページにて掲載しているものと同様です。 |
| 8 | 交通局が発注する契約についても電子契約の対象となりますか。 | 交通局が発注する契約は、名古屋市契約規則ではなく、名古屋市交通局契約規程に基づく契約ですが、9月2日（月）より電子契約を導入します。 なお、本市公式ウェブサイトの電子契約ページにて掲載しているものと一部取り扱いが異なります。 詳しくは、名古屋市交通局ウェブサイト (https://www.kotsu.city.nagoya.jp/jp/pc/ABOUT/TRP0000528.htm) をご確認ください。 |
| 9 | 請書により契約を締結する場合の手続きは、従来どおりでよろしいでしょうか。 | 令和6年9月2日以降も請書により契約を締結する場合は、従来通りとなります。なお、請書ではなく契約書により契約の締結をご希望される場合は、電子契約をご利用いただけます。 |
| 10 | 契約書ではなく、協定書なども電子契約の対象になりますか。 | 書類の名称が「契約書」ではなく、「協定書」等の場合であっても、名古屋市契約規則に基づき締結する、売買、貸借、請負などの契約に該当するものであれば、電子契約の対象となります。 詳しくは、協定書等を締結する担当課へお尋ねください。 |
| 11 | 契約書に記載の契約締結日より後の日付でタイムスタンプが付与された場合、どうなりますか。 | タイムスタンプの日付が契約締結日となります。 ただし、この場合は、契約書に記載されている契約締結日ではなく、タイムスタンプの日付が正しい契約締結日となるため、正しい契約締結日を誤認するリスクがありますので、もしもこのような状況になりそうな案件があった場合は、その契約の担当課へ事前にご相談ください。 |
| 12 | タイムスタンプの日付（お互いの電子署名が完了した日付）よりも前の日付を契約締結日とすることはできないのでしょうか。 | できません。 地方自治法第234条第5項にて、契約書に記名押印または契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じなければ、契約は確定しない旨の規定があるため、契約締結日は、お互いの電子署名が完了し、タイムスタンプが付与された日付以降となります。 |
| 13 | 入札参加者登録システムの連絡先情報のメールアドレスは、現在は電子契約以外の用途で使われていると思いますが、従来どおりの用途で利用するメールアドレスと、電子契約で利用するメールアドレスを分けて登録することはできませんか。 | 現行の入札参加者登録システムの制約により、分けての登録はできかねます。ご不便をおかけして申し訳ありません。 |

電子契約 よくある質問・回答

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 14 | 入札参加者登録システムの連絡先情報のメールアドレスは、どんな用途で利用されていますか。 指名通知書も同じメールアドレスを利用しているのでしょうか。 | 入札参加者登録システムの連絡先情報のメールアドレスは、入札参加者登録の認定時のメール送付先等として利用しています。電子契約の導入以降は、電子契約の署名依頼メールの送付先としても利用します。 指名通知書のメール送付先については、入札参加者登録システムではなく、電子入札システムにおける「利用者登録」に登録されているメールアドレスを利用します。 また、「利用者登録」のメールアドレスは、指名通知書以外にも、保留通知書、落札候補者決定通知書、落札者決定通知書、再入札通知書等のメール送付先としても利用します。 「利用者登録」について詳しくは、下記URLから「電子入札ガイドブック」をご確認ください。 https://www.nyusatsu.city.nagoya.jp/nagoya/download/guidebook/all_guidebook.pdf |
| 15 | 名古屋市からの署名依頼メールについて、最初に届いたメールアドレスから転送することは可能でしょうか。 | 署名依頼のメールを社内の他の方へ転送することは可能です。 ただし、その場合であっても、署名後の契約書（PDFファイル）に埋め込まれる電子署名情報は、名古屋市から署名依頼を送信した際のメールアドレスと名義（署名依頼メールに記載の名義）になります。 また、どなたかが電子署名を完了させた場合、それ以降は署名依頼メールに記載のURLを開いても、署名はできなくなります。 |
| 16 | 入札参加者登録システムの連絡先情報のメールアドレス（以下、①といいます。）と、契約締結後の電子署名情報に登録されたメールアドレス（以下、②といいます。）は、必ず一致していないといけないのでしょうか。 | 原則、①の宛先へ署名依頼のメールを送信し、そのメールアドレスが②としてPDFファイルに埋め込まれます。このため、①と②は、原則として一致します。 |
| 17 | 署名依頼のメールが送信されているものの、担当者が不在である等の理由でそのメールが開けず、署名ができない場合はどうすればいいのでしょうか。 | 契約担当課へご連絡いただき、契約締結日の調整や、署名依頼メールの再送依頼を行ってください。 また、署名がされていないことは名古屋市側でも把握ができますので、契約担当課より、お電話等で状況をお尋ねする場合があります。 |
| 18 | 電子契約サービスにアップロードされる文書は、契約書の頭紙だけでしょか。 | 契約書の頭紙だけではなく、例えば契約約款など、紙の契約書で契約締結する際に契約書一式として綴じているものと同様のものがアップロードされます。 |

電子契約 よくある質問・回答

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 19 | 紙の契約書で契約締結する際に、弊社で作成する書類に名古屋市 の押印をいただき、契約書一式として綴じていましたが、電子契 約の場合はどうなるのでしょうか。 | 貴社作成書類に押印が必要な場合は、名古屋市が押印のうえ、そのスキャンデータを含め契約書一式として電 子契約サービスにアップロードし、電子契約を行うことも可能です。 また、契約書一式として電子契約サービスにアップロードした文書には電子署名の効力が及ぶため、貴社作成 書類自体に名古屋市の押印がなくても、証拠力は担保されます。詳細につきましては、その契約の担当課へ事 前にご相談ください。 |
| 20 | 紙の契約書で契約締結する際に、契約書一式とは別で、弊社で作 成する書類に名古屋市中で押印のうえ、ご提出をいただいていた が、これも電子契約サービスが利用できるのでしょうか。 | 電子契約サービスにアップロードする文書は、契約書一式のみとなりますので、紙の契約書で締結する際に、 契約書一式とは別でやり取りしていた書類は、電子契約の対象外となります。詳細につきましては、その契約 の担当課へ事前にご相談ください。 |
| 21 | 電子契約でAdobe Acrobat Readerを利用するにあたり、無料版 では何か問題がありますか。 | 現状、無料版で問題なくご利用いただけます。 |
| 22 | Adobe Acrobat Reader以外のアプリケーションでPDFファイル を開き、電子署名を確認することは可能でしょうか。 | Adobe Acrobat Reader以外のアプリケーションでの電子署名の確認はサポート対象外です。名古屋市との電 子契約書における電子署名の確認には、Adobe Acrobat Readerもしくは電子契約サービス（GMOサイン）を ご利用ください。 なお、Microsoft Edge等のウェブブラウザからPDFファイルを開く場合は、電子署名の確認はできません。 |
| 23 | 署名を行う前に契約書をダウンロードして内容を確認することは 可能でしょうか。 また、署名前に契約書の内容に問題があることがわかった場合は どうすればいいのでしょうか。 | 事業者様が署名を行う画面で、右上にあるダウンロードボタンからダウンロードすることが可能です。 契約内容に問題がある場合は、契約担当課へご連絡ください。 |
| 24 | お互いの署名が完了した後の契約書を印刷した場合、紙面上で、 お互いの署名が完了済であることがわかるような表示はあるので しょうか。 | お互いの署名が完了した契約書は、PDFファイルの1ページ目の左下に「締結証明書ID」が英数字で表示され ますので、この表示の有無により、お互いの署名が完了しているかどうかを判別することができます。 |

電子契約 よくある質問・回答

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 25 | 契約締結が完了していることを証明する文書や記録はありますか。 | 無料、有料を問わずGMOサインのアカウントを作成いただきますと、アカウント内から「電子契約締結証明書」をPDFファイルでダウンロードすることが可能です。 こちらに、タイムスタンプの日付、署名者の氏名、メールアドレス等が記載されているため、契約締結の完了を証明することができます。 アカウントの作成方法や、電子契約締結証明書のダウンロード方法について、詳しくは電子印鑑GMOサイン運営事務局までご連絡ください。 |
| 26 | お互いの署名が完了した後の契約書について、Adobe Acrobat Readerにより電子署名情報、タイムスタンプ情報を確認する場合、30日を過ぎても確認は可能でしょうか。 | ダウンロード済のPDFファイルから電子署名情報、タイムスタンプ情報を確認する場合には、30日を過ぎても確認は可能です。 なお、【電子署名完了のお知らせ】メールに記載のダウンロードボタンからダウンロードするには、メールが到着してから2週間（GMOサインのアカウント作成を行う場合は30日）という期限がありますのでご注意ください。 |
| 27 | 【電子署名完了のお知らせ】メールが届いてから30日以内に契約書のダウンロードができず、メール内の「ダウンロード」ボタンからダウンロードができなくなりました。どうすればいいでしょうか。 | 【電子署名完了のお知らせ】メールに、PDFファイルで契約書が添付されている場合は、そちらをダウンロードしてください。 ファイルサイズが制限を超えている等の理由でメールに添付がされていない場合は、契約担当課へご連絡ください。その際、PDFファイルの受け渡しに使用する媒体をご用意いただいたくことがあります。また、お渡しにお時間がかかることがあります。 |
| 28 | 電子契約は印紙税がかからないとのことですが、お互いの電子署名が完了したPDFファイルを印刷し、紙で取り交わす場合も、印紙税はかからないのでしょうか。 | お互いの電子署名が完了したPDFファイルを印刷した場合、その紙は契約書原本ではなく、契約書の写しとみなされますので、印紙税はかかりません。 |
| 29 | 共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）での契約のように、2者ではなく3者以上で締結する契約について、電子契約は可能ですか。 | 可能です。 従来の紙での契約締結時において各構成員が契約書に押印していたものが、電子契約の場合は各構成員による電子署名になります。 例えば、構成員A、構成員B、名古屋市の3者で契約書に押印していたものであれば、第1署名者が構成員A、第2署名者が構成員B、第3署名者が名古屋市として、電子契約を行います。 具体的な手続きは、契約担当課へお尋ねください。 |

電子契約 よくある質問・回答

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 30 | 名古屋市が入札の参加資格を確認するにあたり、過去の履行実績を確認するために契約書の提出を求められた場合、その履行実績が電子契約を行った契約である場合は、どのようなかたちで契約書を提出すればいいでしょうか。 | 過去の履行実績の確認書類の提出方法につきましては、入札公告等に示された方法に従ってください。ご不明な点があれば入札担当課へお尋ねください。 |
| 31 | 電子契約の対象と、説明会で説明のあった「契約関係書類の電子提出について」の対象は同じでしょうか。 | 7月26日（金）に実施しました説明会における「契約関係書類の電子提出について」の説明は、電子契約に関する説明ではありませんので、対象は異なります。 「契約関係書類の電子提出について」は、落札候補者になった事業者様から提出いただく書類の電子化についての説明であり、対象となるのは、財政局契約部契約課が実施する一部の入札のみです。 |